

非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁

令和3年5月26日

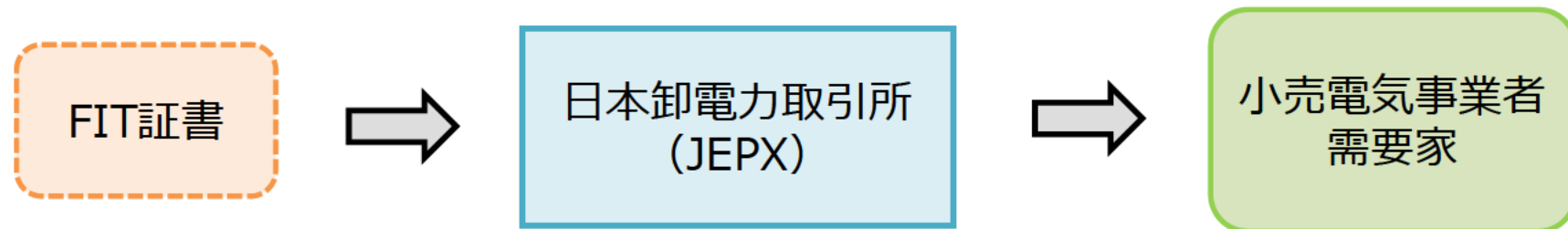
本日の御議論

- 前回の制度検討作業部会では、再エネ価値取引市場（仮称）における目指すべき将来的な証書の方方向性や需要家の要件、高度化法義務達成市場（仮称）における現在の取引状況を踏まえた情報公開や、2021年度の間目標値等の個別の論点について御議論いただき、様々な御意見をいただいた。
- 今回は、高度化法義務達成市場が本年8月から取引を開始することを踏まえ、2021年度の間目標値設定に向けた考え方や、最低・最高価格の水準、監視の在り方等の主要な論点について御議論いただきたい。

新たな非化石価値取引市場のイメージ

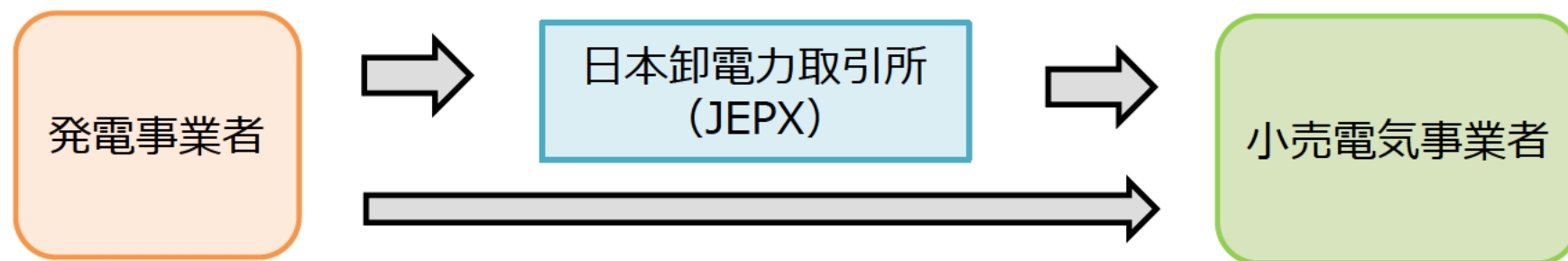
新規（再エネ価値の取引）【再エネ価値取引市場】

- ・ 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- ・ 取引対象は「FIT証書」



継続（高度化法義務の達成）【高度化法義務達成市場】

- ・ 小売電気事業者※のみ購入可能 ※高度化法に基づく目標達成義務あり
- ・ 取引対象は「非FIT（再エネ指定）証書」及び「非FIT（再エネ指定なし）証書」



※非FIT（再エネ指定）証書の再エネ価値に対する需要家アクセスは別途検討

【参考】第50回制度検討作業部会（4/26）における主な御意見

【高度化法義務達成市場】

- 義務市場において専ら大型水力や原子力を有する限られた事業者になるため、新電力の立場からすると、限られた事業者の電源を支えるための補助金を支出している構図になりかねない。高度化法義務達成市場は、原発や大型水量が多勢を占める市場。将来的には、市場原理に基づく価格設定が必要だと思うが、制度変更によって事業者の競争力が激変しないような配慮をお願いしたい。電源と高度化法達成の需給バランスが不確実な中で、市場連名期の激変を少なくする時限的措置として、上下限価格の設定を提案いただいたが、賛同する。
- 高度化法義務達成市場について、解決の1つの方策として、相対取引進め広く情報公開を進めることに賛同。
- 価格形成の透明性をより一層高めていくことについては、賛同する。その中で相対取引について、全国大で取引量について情報公開を進めることで市場の透明性をあげるとのことだが、特に高度化法の義務達成市場においては、証書の売り手は専ら既設の大型水力や原子力を保有する限られた事業者であるため、売り手の市場支配力が強くなるという構造的な問題がある。従い、量だけでなく取引の価格についても透明性を高めていく必要がある。
- 高度化法義務達成市場について、第1フェーズにおける調達進捗率が5割を越えているという現状を考慮すると、先行して調達した事業者が不利にならないような時限的措置を検討することが重要。価格のあり方等々今後議論いただければ。
- 新電力が払うお金が有効に利用されるように、高度化法の義務量についても、新設既設で分けることや、義務量を新設の再エネに重点をおいたものとするのが望ましい。既設電源含めて目標が課されるということであれば、第2フェーズ以降もグラントファザリングを継続して、持つ者と持たざる者の平等な競争環境を実現いただきたい。
- 中間目標値について、追加調達量が0になることは公平性の観点で懸念がある。ただ、激変緩和量が0になった場合に、何らかの想定外の事象で原発等の稼働が停止し、その結果証書の供給量が激減して、証書価格が高騰する可能性も考えるべき。
- 中間目標について、市場を分けることによって生じる影響を考慮し、需給バランスを見ながら激変緩和の調整ということが今後の論点になる。

1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の中間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

5月の非化石価値取引市場の取引結果

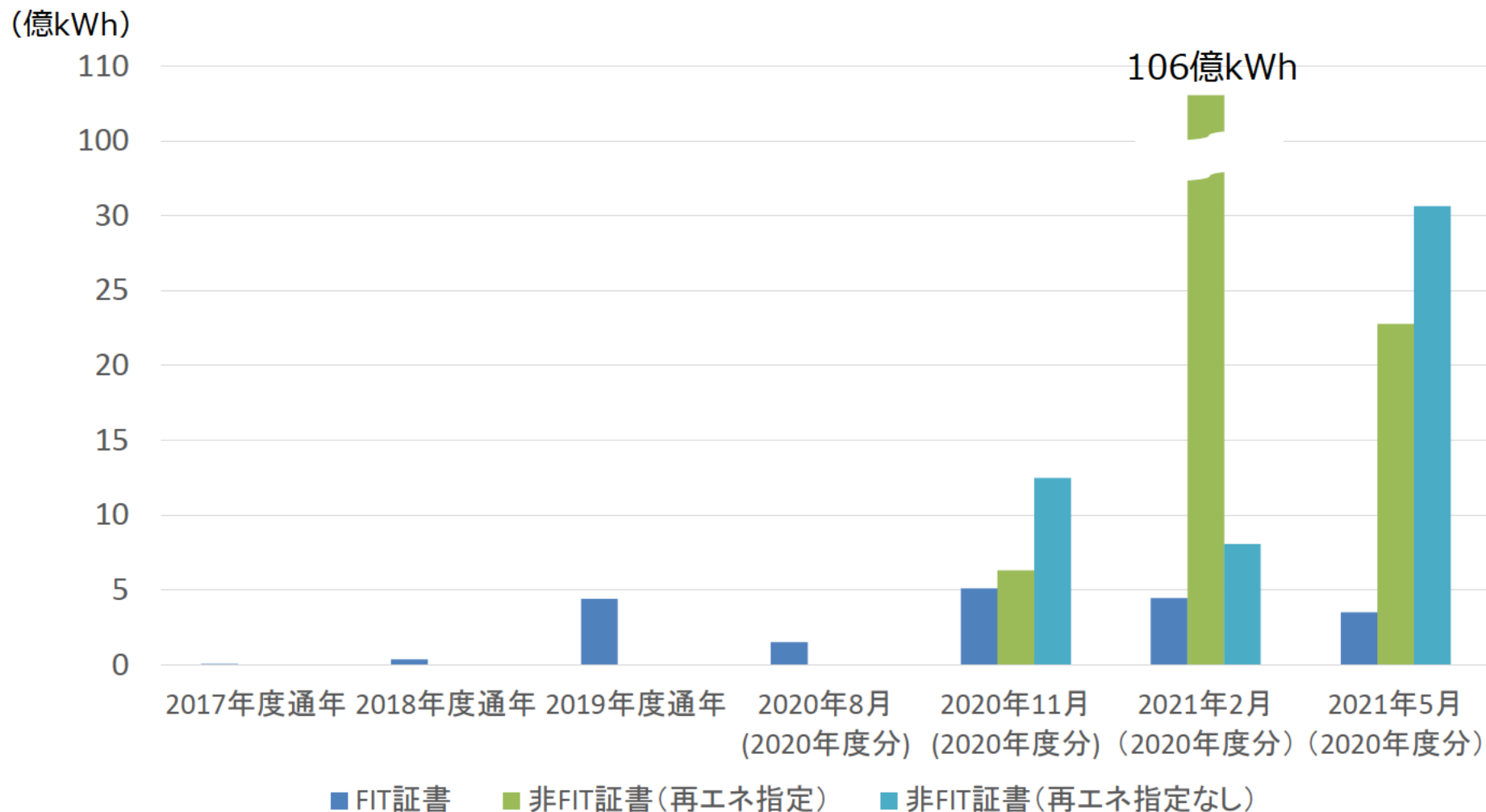
- 5月12～14日にかけて、2020年度第4回の非化石価値取引市場のオークションが実施された。非FIT非化石証書は、再エネ指定あり・なしともに価格が低下し、約定量は引き続きFIT証書に比べて高水準で推移。

項目	非FIT非化石証書 再エネ指定なし			非FIT非化石証書 再エネ指定			(参考) FIT非化石証書
	第2回	第3回	第4回	第2回	第3回	第4回	第4回
オークション回	第2回	第3回	第4回	第2回	第3回	第4回	第4回
約定処理日 (価格決定日)	11月10日	2月9日	5月12日	11月11日	2月10日	5月13日	5月14日
約定価格(円/kWh)	1.1	1.2	<u>1.0</u>	1.2	1.2	<u>0.9</u>	1.3※
約定量(百万kWh)	1,247	805	3,064	631	10,570	2,276	350
市場における 売入札量(百万kWh)	8,707	1,910	3,064	4,282	11,273	3,518	98,264
市場における 買入札量(百万kWh)	24,148	13,177	9,269	7,746	15,890	6,666	350

※FIT非化石証書ではマルチプライスオークションを採用しているため、価格は約定加重平均価格を記載している。

【参考】非化石価値取引市場におけるこれまでの市場取引の推移

- エネルギー供給構造高度化法に基づく目標達成の確度を高めるため、2020年度より、対象となる小売電気事業者（2020年度は54者）について、中間目標を設定。その結果、これまでに比べて、市場取引量は大幅に増加。



1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の中間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

非化石証書の調達状況に関するアンケート

- 本年5月、資源エネルギー庁より、2020年度の中間目標値の対象となっている小売電気事業者54者に、現在の非化石証書の調達状況を把握するため、以下の項目について一定の数値幅を設けてアンケートを実施した。
- 次頁以降の結果は、**各社の回答に販売電力量に応じて加重平均を行ったもの。**

1. 販売電力量

☐～10億kWh ☐10～50億kWh ☐50～100億kWh ☐100～500億kWh 500億kWh～

2. 非化石証書購入量（市場＋相対、2020年度）

☐～5千万kWh ☐5千万～1億kWh ☐1～5億kWh ☐5～10億kWh
☐10～50億kWh ☐50億kWh～

3. 非化石証書の市場調達比率

☐0～10% ☐10～20% ☐20～40% ☐40～60% ☐60～80% ☐80%～

4. 非化石証書購入義務量達成率（2020年度の中間目標値の達成率）

☐～20% ☐20～40% ☐40～60% ☐60～80% ☐80～100% ☐100%～

5. 相対取引の価格帯（おおよそ）

☐～0.3円 ☐0.4～0.6円 ☐0.7～1.0円 ☐1.1～1.3円 ☐1.4円～

6. 相対取引における再エネ指定あり証書の割合

☐～30% ☐30～50% ☐50～80% ☐80%～ ☐相対取引なし

7. 証書の活用率（電力メニューとして需要家に訴求した割合）

☐～30% ☐30～50% ☐50～80% ☐80%～

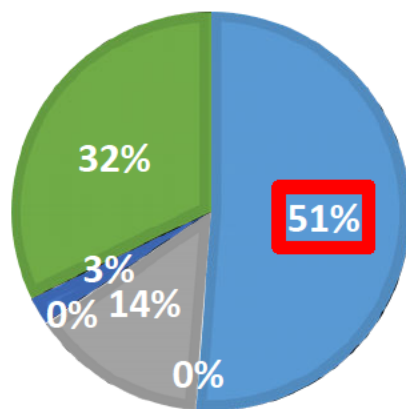
現在の非化石証書の調達状況①

- 非化石証書の調達方法としては、市場調達比率が1割以下の事業者が半数以上を占める一方、8割以上の事業者も3割を超え、二極化している。
- 相対取引の価格については、半数以上が1.1～1.3円で取引しているが、約3割が市場の平均価格よりも低い価格帯で取引を行っている。
- ただし、相対取引については、電気とセットで価格付けを行い、非化石証書の取引価格を明確に設定していない者もある点や、数値の範囲は資源エネルギー庁で設定している点、取引価格が複数の可能性がある点には留意が必要。

※なお、相対取引の価格帯について、「民間の事業者の個別・相対の契約に関わる内容である」との理由から、1者からは回答を得られなかった。

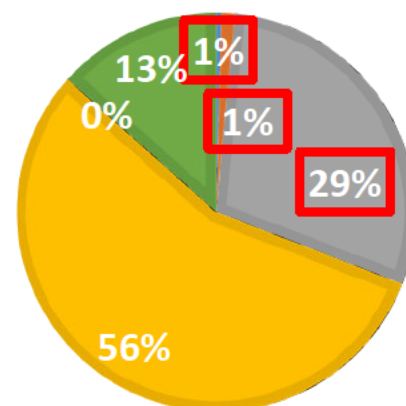
<市場調達比率>

■ 0～10% ■ 10～20% ■ 20～40%
■ 40～60% ■ 60～80% ■ 80%～



<相対取引の価格帯>

■ ～0.3円 ■ 0.4～0.6円 ■ 0.7～1.0円
■ 1.1～1.3円 ■ 1.4円～ ■ なし

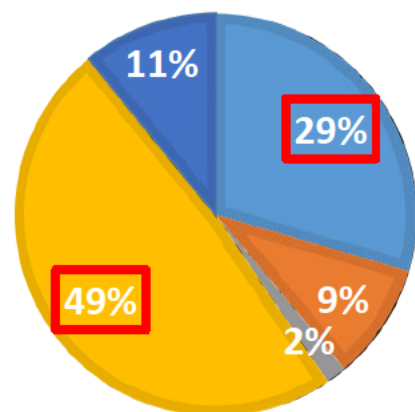


現在の非化石証書の調達状況②

- 相対取引においては、約半数が8割以上を再エネ指定ありで調達しているが、再エネ指定なしの比率が3割未満の事業者も約3割存在。
- 中間目標値の達成率は、事業者によって大きく異なっており、100%超が25%を占める一方、40%未満の事業者が約3割となっている。
- 購入した非化石証書を電力メニューという形で需要家に訴求する観点では、証書の活用率が50%以上の部分が数%にとどまり、小売電気事業者は中間目標値の達成のために証書を購入している状況。

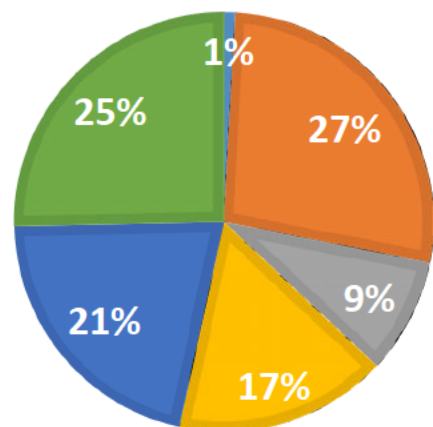
相対取引における再エネ指定の割合

■ ～30% ■ 30～50% ■ 50～80% ■ 80%～ ■ なし



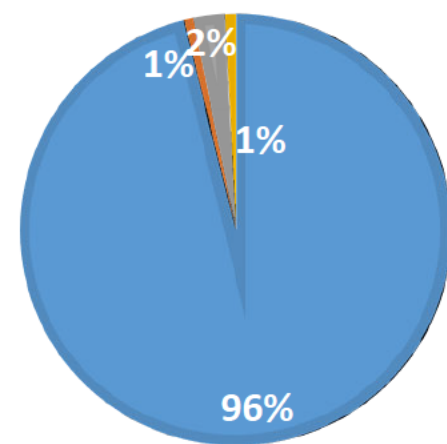
購入義務量達成率

■ ～20% ■ 20～40% ■ 40～60%
■ 60～80% ■ 80～100% ■ 100%～



証書の活用率

■ ～30% ■ 30～50% ■ 50～80% ■ 80%～

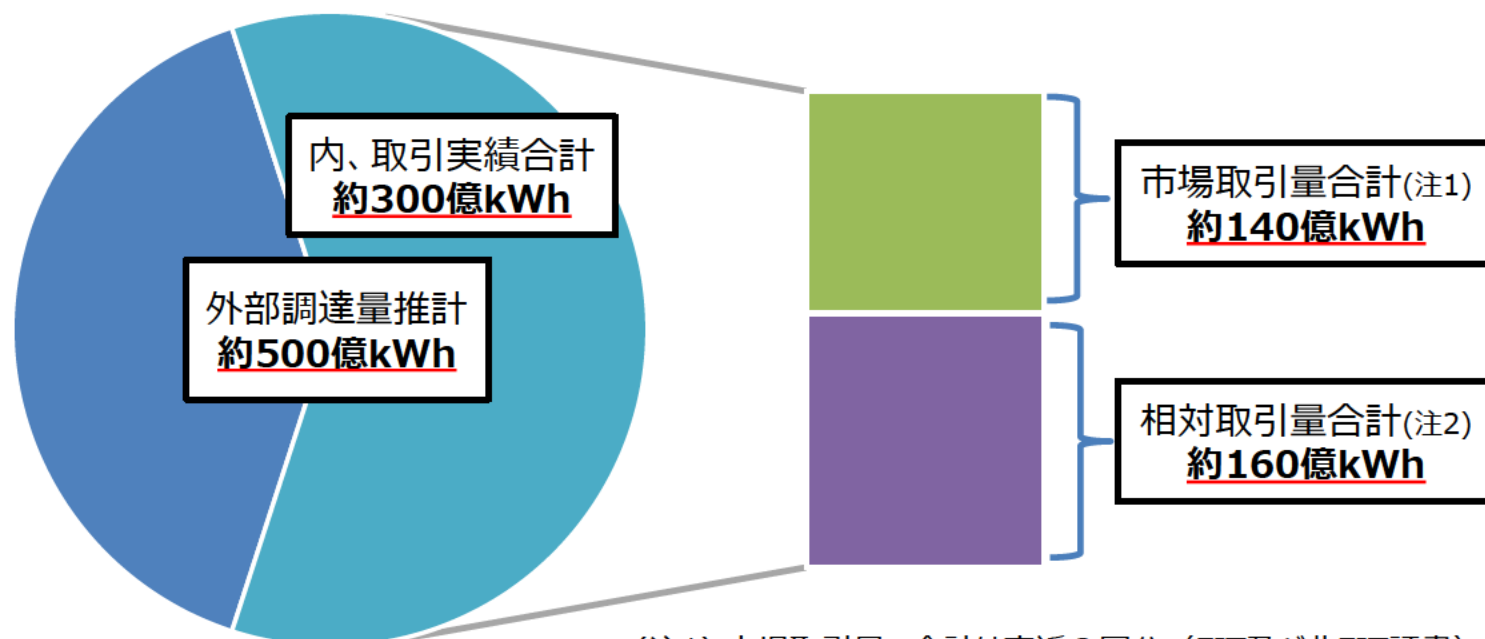


【参考】現在の非化石価値取引市場の需給構造

- 高度化法の対象である小売電気事業者の2020年度の非化石証書の**外部調達量の推計は、約500億kWh※**。これまでの市場・相対取引の実績量の合計は**約300億kWh**(内、市場取引量分：約140億kWh 相対取引量分：約160億kWh)
- 20年度の外部調達量の推計に対し実取引量は約 6 割を占める。この内、市場取引と相対取引量は概ね1:1の割合。

※仮に対象事業者全てが外部調達購入量である9%分を20年度で購入した場合。

＜参考＞ 20年度の証書外部調達量と取引量の状況



(注1) 市場取引量の合計は直近2回分（FIT及び非FIT証書）の合計値。

(注2) 相対取引量は、4月中旬時点までJEPXへ反映されている数量。

1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の中間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

中間目標値の見直しにおける基本的考え方

- 2021年度の中間目標値については、現行制度が変わらないことを前提に、昨年11月に御議論いただき、外部調達必要量は11%と定めた。
- その後、制度の抜本的見直しの議論が始まり、高度化法の目標達成に使用できる証書が非FIT証書に限定され、非化石証書全体の約半数を占めるFIT証書を使えなくなることとなった。こうした状況変化に伴い、見直しを行うものである。
- 中間目標値の見直しに際しては、2030年の高度化法目標に向けた中間目標値を引き続き導入するという継続性や、一律の外部調達必要量の設定による小売電気事業者間の公平性を確保することが重要であると考えられる。
- 今回事務局において、2021年度の証書の需給バランスの検証を行った。検証結果を基に、21年度における小売電気事業者の外部調達必要率を検討していく。

【参考】2021年度の高度化法の間目標値について

第49回制度検討作業部会
(令和3年4月15日) 資料4より抜粋

- 前回の本作業部会で示している通り、現行制度の見直しにあたっては、FIT証書相当分を**高度化法の非化石電源比率目標から控除する等の対応が必要**としている中、見直しによる新たな市場取引の試行期間を2021年度後半からの予定としている。
- 他方、現状の2021年度の間目標値については、現行制度において事業者が**FIT証書分の調達も可能であることを前提とした値であるため**、制度の見直しにあたっては、FIT証書相当分をなんらかの方法で控除する方向で目標値の引き下げを併せて行うことにしてはどうか。
- 具体的な目標値の見直しにおいては、以下のように間目標値の前提となる対象年度の供給計画上の**非化石電源比率から、FIT想定分を控除することを前提**として、**具体的な算定方法等については、次回以降検討**することとしてはどうか。

【参考】2021年度の中間目標値における試算について

- 前回の本作業部会における2021年度の中間目標値の再検討に伴い、2021年度のFIT送配電買取見込量や、過去のFIT全体の買取実績比率等を基に、同年度の最新の供給計画におけるFIT想定分控除後の非化石電源比率を概算した。その結果、現行の27.92%から16.18%となった。
- 上記を基に各社の目標値を試算したところ、対象事業者全体の目標値は2020年度対比で大幅に下がり（例：GF非対象の事業者で12%程の下落）、GF対象事業者においては、**目標値がゼロとなる事業者もいた。また、全体の目標値が下がり、結果的に各社の追加的な外部調達量が生じない数値となった。**
- 2030年度の非化石電源比率の目標を達成するためには、FIT・非FIT両方を活性化していく必要がある。一方で、これまでも小売電気事業者間の公平性の観点から一律の外部調達を求めてきたことを踏まえ、対象事業者には引き続き**一律の外部調達（市場や相対）を求める水準が必要**。具体的な例としては、当該目標値の設定時に定められている激変緩和量（8.63%）の控除やGF量の調整などの対応が考えられる。
- 今回の試算も踏まえつつ、具体的な調整方法を検討し、2021年度の初回オークションまでに全体の目標値を定めていくこととしてはどうか。

21年度の証書供給量と需要量の推計

- 前回の本作業部会における試算で利用した供給計画から一部更新されたデータを基に、FIT想定分や内部取引量を控除した後の証書の供給想定量を試算した。また、証書の需要量の想定についても外部調達必要率に応じて試算した。

21年度の証書供給総量（推計）

単位：億kWh

証書供給想定量※1 (A)	Aより内部取引量 (推計) 反映後 (B)※2	FIT想定量 (C)※3	証書供出量 (D = B - C)
約2,400	約1,770	約1,020	約750

※1 2021年度供給計画取りまとめから一部更新。
※2 内部取引量の考え方については次ページを参照。※3 2020年度分の最新の買取実績より推計。

21年度の需要量（推計）と外部調達比率毎の必要購入総量

単位：億kWh

需要想定量※4	外部調達比率に応じた購入必要量				
	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%
約8,670	693	607	520	433	347

※4 2021年度供給計画取りまとめより。

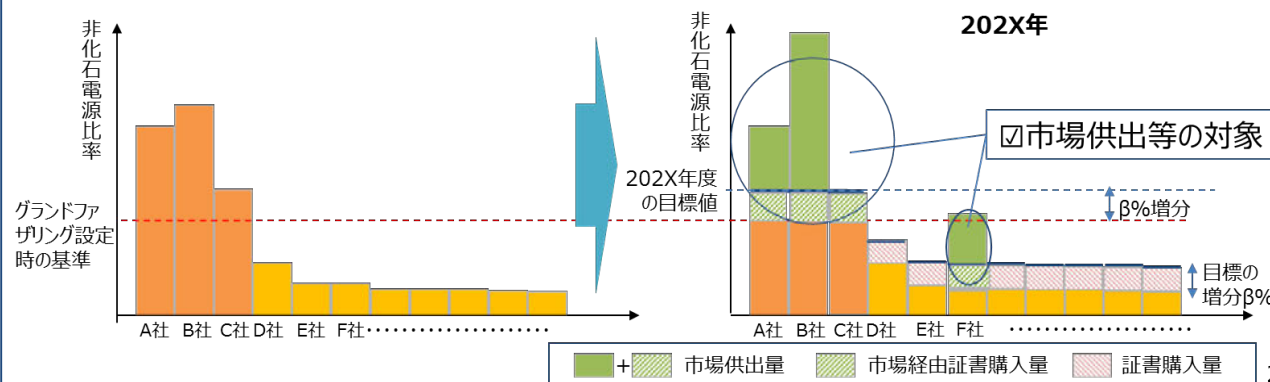
【参考】グループ内における非化石価値の取引について

- 第29回制度検討作業部会で議論したとおり、一定の範囲内に限り非FIT非化石証書のグループ内取引を認めることとしている。グループ内の取引を認める非FIT非化石証書の範囲は、GF設定時における非化石電源の調達環境を踏まえたものであり、これらについては、従前と同様の調達環境で電気と非化石価値をセットでグループ内取引されることが想定されている。

非化石証書の調達方法について

2019年2月 第29回制度
検討作業部会より抜粋

- 非化石電源比率の高い小売事業者が目標値以上の非化石価値を保有し続けた場合、その他の小売事業者は、目標を達成する手段が限定されてしまい、非化石価値へのアクセス環境が著しく阻害されることになる。
- このため、小売事業者に対する非化石価値へのアクセス環境の確保の観点から、激変緩和量6%を除き、
 - ① グランドファザリングを設定されていない事業者においては、グランドファザリング設定の基準年の非化石電源比率の全国平均値
 - ② グランドファザリングを設定された事業者においては、グランドファザリング設定の基準年の当該事業者の非化石電源比率の範囲内でグループ内の発電事業者からの相対取引又は社内取引で入手することを認めることとしてはどうか。
- また、小売電気事業者は、上記①②の範囲を上回る非化石証書は市場またはグループ外の発電事業者等から調達することとしてはどうか。



【参考】内部取引量の算定の考え方

- 非化石証書の内部取引量については、以下の方法で算定。

- ◆ GF設定対象外の場合：14.21%

2018年度の全国平均非化石電源比率(22.84%)－激変緩和量（8.63%）

- ◆ GF設定対象の場合：X<14.21%

2018年度の各事業者の非化石電源比率－激変緩和量（8.63%）

- 上記数値に対して掛け合わせる数量については、21年度の供給計画における小売側の販売電力量（送電端）より試算。

21年度における証書の需給バランスの検証結果

- 前掲の証書の供給想定量と需要想定量を基に、20年度の未調達分の需要量も含め、需給バランスを検証した。
- 21年度の証書供給想定量と外部調達必要量とのバランスをみると、**7～8%の場合、需給バランスが需要過多**となるため、単年度における**目標値の達成が困難**となる可能性がある。
- 他方**6%になると、需給のバランスが均衡する水準に至る**という結果となった。なお、証書の需要量に対して、20年度の未調達分（約200億kWh）が含まれている点には留意が必要。

21年度の証書の供給想定量と外部調達必要量とのバランス

			証書供給 想定量
			750
外部調達 比率	8.0%	893	0.84
	7.0%	807	0.93
	6.0%	720	1.04
	5.0%	633	1.18
	4.0%	547	1.37

単位：億kWh
(四角枠内は比率)

※表内の数値は証書供給想定量÷外部調達必要量。1を超えていると供給＞需要。

※20年度の外部調達必要量と購入実績量との差（21年度以降で調達必要）は約200億kWh程度と推計。

まとめ

- 証書の供給想定量については、21年度供給計画から内部取引量およびFIT想定量を控除すると、**約750億kWhと考えられる**。なお、この数値は**市場および相対取引を合わせた際の想定**である点は留意が必要。
- 全体の証書の需給バランスをみると、外部調達比率が7～8%の水準は需要過多となり、小売電気事業者の事業環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 他方、6%以下の水準で検討するにあたっては、供給が需要を上回ると考えられるため、**21年度の間目標値における外部調達比率については、6%を基本**として、次回決定していくこととしてはどうか。
- なお、最高・最低価格の水準や、以下のような非化石電源の稼働停止等による証書供給量の減少に伴う大幅な事情の変更に基づく中間目標値の再検討なども踏まえ、検討する必要がある。

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準 令和2年 経済産業省令 第79号

なお、中間評価にあたっては、各電気事業者（複数の電気事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の電気事業者）における令和2年度から令和4年度までの中間目標値の平均値と、令和2年度から令和4年度までの非化石電源比率の実績値の平均値を比較し評価するものとする。

ただし、**国は、各年度において、中間目標値を定めた後に、非化石電源による供給電力量の変更等による非化石証書の流通量の著しい減少その他の中間目標値の達成に係る大幅な事情の変更が見込まれる場合には、必要に応じ、中間目標値に関する検討を行うものとする。**

1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

高度化法義務達成市場における最低・最高価格の設定について

- 今後2050年のカーボンニュートラルの達成に向けては、電力分野の脱炭素化が重要であり、非化石電源の量を拡大する必要がある。そのためにも、非化石電源由来の環境価値が適切に評価・取引され、発電事業者の収入の予見性を一定程度担保し、投資インセンティブを維持することが重要である。
- このため、時限的な最低価格を設けることをこれまでも示しており、方向性については同意いただいていると認識している。今回は、8月から市場取引が開始されることも踏まえ、最低価格の具体的な水準についてご議論いただきたい。
- また、現行の非FIT非化石証書において、4円/kWhに設定されている最高価格についても、見直しについてご議論いただきたい。

【参考】高度化法義務達成市場における最低価格のあり方①

- 当該市場が今後対象とする非FIT非化石証書については、現状1.1円～1.2円/kWhの約定結果で推移しており、現行のFIT証書の最低価格を強く意識した値付けとなっている可能性がある。
- 海外の事例をみると、例えば、北米における規制（RPS）用のREC取引においては、各州の定める調達義務量と供給量とのバランスにより州毎に価格差が生じている模様。
- 今後同様に規制市場となる、高度化法の義務達成を主とする市場においては、基本的には、小売事業者の調達義務量（需要量）と発電側の供給量により証書価格が決定されるべきものとするべき。
- 一方で、現行の高度化法の間目標においては、激変緩和やグランドファザリングなどの軽減措置があり、2022年度からの新たな市場開設に伴い、**小売電気事業者に対する目標達成のためのハードルが急激に上昇することになれば、当該事業者の事業環境に深刻な影響も与えかねない**。また、我が国の再エネ等の発電側の電源構成の動向にも影響を受ける点も留意が必要。
- また本市場においては、FIT以外の再エネ等を有する発電事業者も、その環境価値を適切に売却可能とすることで、当該電源への投資を促すものでもある。こうした環境投資を促進するためにも、発電事業者側に**収入の予見性を持たせることも必要となる**。

【参考】高度化法義務達成市場における最低価格のあり方②

- 小売電気事業者への事業環境への影響や再エネ等の発電事業者側への投資促進という双方の観点を踏まえれば、新たな市場の取引において、**まずは時限的に最低価格を導入することで、証書の調達コストおよび収入の予見性を確保させ、市場取引の安定化をはかってはどうか。**
- なお、最低価格については、現行制度において1.1～1.2円/kWhという価格で証書を調達している小売事業者が存在していることや、既存の最低価格も踏まえ発電事業者が今後の事業計画を策定している実情も鑑みながら、今後適切な水準について検討していくことにしてはどうか。
- また、当該証書取引に伴う収入の取扱いについては、現行制度において、非化石電源の利用促進の用途に使うことを求めているが、今後より非FITの非化石電源への環境投資につながるように具体的な方策を検討していきたい。

最低価格の設定①

- 前々回での本作業部会にも記載の通り、高度化法義務達成市場においては、基本的に小売電気事業者の需要量と発電事業者側の供給量のバランスにより、取引価格が決定されるべきもの。
- 一方、こうしたあるべき取引の姿に向けては、一定の段階を経る必要がある。その過程においては、小売電気事業者の事業環境への影響や、我が国の再エネ等発電側の動向等も含めた対応が必要。
- **今回の時限的な措置としての最低価格の設定**は、現行制度下における取引価格水準と新たな取引価格水準との間で、乖離が生じることによる発電および小売双方の**事業者における予見可能性を損なうことの防止が目的となる**。
- 従い、現行の取引価格と同水準に最低価格を設定することは妥当でなく、**現行の取引価格を一定程度下回る水準に設定すべき**と考えられる。

※新制度における取引価格の水準は、基本的に、新たな中間目標の水準を踏まえた需給状況により決まる。

最低価格の設定②

- 具体的な最低価格の水準については、現行の非FIT非化石証書のオークションにおける取引価格をみると、これまで3回のオークションを通して、0.9～1.2円で推移してきた。
- これまでも本作業部会において、記載している通り、非FIT非化石証書の市場価格についてはFIT非化石証書の最低価格を意識した値付けとなっている蓋然性が高いと考えられる。
- 一方、小売電気事業者に対するアンケート結果によれば、相対取引においては、市場価格よりも低い価格水準での取引が一定程度行われており、全体の約3割が1.0円以下という市場の平均価格（1.1円）より低い水準で取引が行われている状況。
※ただし、アンケート結果における価格は、画一化された市場取引と異なり、例えば、電気の取引とセットで行われることにより一定の割引が行われるなど、個別取引の特性に応じた価格になっており、市場での取引価格と同等に扱うことは妥当でない。
- こうした状況を踏まえ、新たに設定する最低価格については、市場や相対の取引の水準も考慮した上で、現行の取引価格の水準を一定程度下回る0.6～0.8円を基本としつつ、取引実態を確認し、次回具体的な水準を決めていくこととしてはどうか。

最高価格の設定

- これまで非FIT証書の最高価格は、高度化法の中間評価の基準の設定等による小売電気事業者の買い占め行為や、価格つり上げ等の価格操作を防ぐことで、価格高騰時の負担抑制の観点からFIT証書と同様の水準（4.0円/kWh）を設定してきた。
- 今回の制度見直しにより、小売電気事業者は高度化法の目標を非FIT証書のみにより達成することが必要となる。
- 他方、証書の供給元である対象電源は、当面、大規模水力や原子力といった比較的規模の大きい電源が大半を占めると見込まれ、例えば、僅か1基の計画外停止によっても、証書の供給量が大きく低下し、取引価格が大きく上昇するおそれがある。
- 証書を購入する小売電気事業者は、常にこうした価格高騰リスクにさらされることになり、特に、証書供出量が相対的に少ない新制度発足当初はそのリスクも大きいと考えられる。
- このため、新たな制度の下でも、最高価格を設定することで事業者の予見可能性を確保することとしてはどうか。
- 具体的な最高価格の水準については、現状、FIT証書の最低価格である1.3円が、事実上の非FIT証書の最高価格として機能していることに鑑み、現行の最高価格4.0円ではなく、1.3円を基本としつつ、現行制度の最高価格と最低価格との比率を参考に、新たに設定する最低価格の2～3倍程度を目安に設定することとしてはどうか。

1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の中間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

市場の透明性確保に向けた監視の必要性について

- 今回の制度見直しに伴い、FIT証書が高度化法の目標達成に利用できなくなる結果、今後、小売電気事業者が高度化法の目標を達成するために購入できる証書は、非FIT証書のみとなる。
- そうした中で、非FIT証書の取引においては、売り手となる発電事業者の数が買い手となる小売電気事業者と比べ限定的であり、売り手の入札行動が価格形成に強い影響を及ぼす可能性がある。
- また、非FIT証書については、年4回のオークション（市場取引）以外に相対取引も行われるが、価格形成における売り手の影響力は、相対取引における価格交渉においても同様であると考えられる。
- このため、取引の公平性及び価格形成の透明性の確保のため、市場及び相対取引において、売り手である発電事業者の取引行動が不当に差別的でないか、あるいは、不当に価格形成を歪めていないかなどについて、監視を行うこととしてはどうか。
- その際、監視の実効性を確保する観点から、市場の取引行動のみならず、価格をはじめとする相対の取引内容についても、必要と考えられる情報について事業者提供を求めることとし、その具体的な内容については、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ、検討を進めていくこととしてはどうか。

取引監視の論点（例）

- 取引価格の合理性については、いわゆる原価を観念しにくい証書の取引であることを踏まえ、絶対的な価格水準ではなく、市場取引と相対取引あるいは複数の相対取引間など、相対的な価格水準の比較を踏まえて判断することとしてはどうか。
- 相対的な価格水準を比較した結果、乖離があると認められる場合においては、その経済的合理性※について、事業者の説明を求めることとしてはどうか。
※例えば、取引時期の相違や取引環境の変化は、合理性の説明理由となり得る。
- 継続的に取引の監視を行うため、一定の基準を満たした支配的事業者に対しては、取引額や取引量など、取引価格の試算に資するデータについて、定期的に取り報告を求めることとしてはどうか。
- これらの取引監視に加え、市場での売却量を抑制することで価格つり上げを行うことのないよう、支配的事業者に対し、市場で一定量以上の売り札を入れるよう求めることについて、どのように考えるか。

【参考】非化石価値取引市場における取引結果の情報公開と監視について

第48回制度検討作業部会
(令和3年3月26日) 資料4より抜粋

- 現在、非化石価値取引市場における取引結果は、約定価格と約定量のみの公表にとどまっている。オークション全体の入札量については、次ページのように、審議会資料として公表している。
- 今後の市場の監視の前提として、その市場の透明性を図る上でも、電力のスポット取引市場同様、市場取引における売りと買いの入札総量についても、しかるべき手続きを経た上で、日本卸電力取引所（JEPX）を通じて公表することにしてはどうか。
- その上で、不当な価格形成や売り惜しみなど、非化石価値取引市場の取引の監視については、電力・ガス取引監視等委員会とも連携しつつ、検討を進めてはどうか。

【参考】現行の非化石価値取引市場の需給構造と課題

- 今後、2021年度の間目標を見直すに際しては、これまでの目標との連続性を確保する観点から、現行の非化石価値取引市場における需給構造を踏まえる必要がある。
- 現状、①FIT証書、②非FIT証書（再エネ指定あり）、③非FIT証書（再エネ指定なし）の3つの証書の取引がなされており、これらの価格水準は、①＞②＞③となっている（市場取引分）。
- 一方、取引数量は、2020年度に行われた計3回のオークションによる約定量の合計が約140億kWhとなっており、別途、同規模以上の相対取引が行われていることが確認できている（※FIT証書は市場取引のみ）。
- こうした中で、今後、高度化法上の義務を達成する手段が非FIT証書のみに限定されると、証書の売り手となる事業者が限定的であることから、**価格形成の透明性をより一層高めていく必要**がある。
- このため、**時限的な措置**として、**最低価格や最高価格の設定**等により発電・小売事業者双方の**予見可能性を確保**するとともに、市場取引のみならず、**相対取引についても例えば、全国大での取引量について情報の公開を進める**こととしてはどうか。
- また、取引情報の公開とあわせて、取引の監視の在り方についても、検討を深めていくこととしてはどうか。

1. 取引状況

(1) 市場取引

(2) アンケート結果

2. 高度化法義務達成市場について

(1) 2021年度の中間目標値

(2) 最低価格・最高価格

(3) 市場監視を含めた透明性の確保

(4) その他

証書の売却収入の使途

- 今後、電力分野における脱炭素化をより一層進めていくためには、**発電事業者の証書売却収入が、非化石電源の拡大に向けた投資に活用**されることが重要である。
- この点、現行制度においては、**発電事業者が得る売却収入**について、その使途をあらかじめ限定し※、実際にどのように用いられたか、自主的なコミットメントとして、国に対して**定期的に報告すること**となっている。
 - ※非化石電源設備の新設・出力増
非化石電源を安全に廃棄するための費用等
非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
- しかし、こうした仕組みについては、更なる脱炭素化を進める上では不十分であり、非化石電源への新規投資に使途を限定すべきとの声もある。
- そうした中で、今回、非化石電源市場が2つに区分され、新たな高度化法義務達成市場においては、**当面、電力自由化前に建設された大規模水力または原子力由来の非化石証書が供給量の大部分を占めることが見込まれている**。
- こうした市場制度の変化を踏まえ、**あらためて証書収入の使途について検討することとしてはどうか**。